

2023年2月13日

SMBC日興証券株式会社

金融商品取引法違反に関する東京地方裁判所の判決について

本日、当社は、昨年3月24日及び4月13日に東京地方検察庁より金融商品取引法違反で起訴された事案について、東京地方裁判所より、罰金7億円および追徴金44億7,114万2,420円の有罪判決を受けました。

当社といたしましては、この度の判決を重く受けとめ、お取引をいただいているお客さまをはじめ関係者の方々にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

昨年11月4日に公表しました、改善・再発防止に向けた取り組み<sup>※</sup>を着実に実行し、お客さまをはじめ関係者の方々からの信頼回復に努めてまいります。

現時点において本判決は確定しておりませんが、2023年3月期第3四半期決算において、求刑金額であった罰金10億円および追徴額44億4,094万6,070円を特別損失に計上しております。

※ 昨年11月4日のプレスリリース「金融庁による行政処分に基づく報告書提出について」

→ [https://www.smbcnikko.co.jp/news/release/2022/pdf/221104\\_01.pdf](https://www.smbcnikko.co.jp/news/release/2022/pdf/221104_01.pdf)

以上